

「男女がいきいきと働いている企業」三重県知事表彰 取消基準

1 趣旨

この要領は、「男女がいきいきと働いている企業」三重県知事表彰実施要綱(以下「要綱」)第12に基づき、当該表彰に係る取消しについて必要な事項を定める。

2 表彰の取消し

要綱第11に掲げる表彰の目的を損なうような行為等として、表彰日以降、次の状況が確認された場合は、表彰企業に通知を行い表彰の取消しを行うものとする。

(1) 表彰企業の「男女がいきいきと働いている企業」認証制度(以下「認証」という。)登録の取消しを行った場合

ただし、表彰の翌年度以降に認証登録の取消しを行った場合は、表彰企業への優遇措置(シンボルマークの使用、「三重県男女がいきいきと働いている企業応援貸付」の利用及び県の公共工事の総合評価方式の評価項目(「男女共同参画」の観点)の加点)を受けることができないこととするが、表彰の取消しは行わないことができるものとする。

附則

この要領は、平成24年1月20日から実施する。